



悪貨運転

許すまじ

あおり運転

茨城ダッシュ

を討つ!!

イラスト：茨城県出身©諏訪原寛幸／七大陸

書：水戸葵陵高等学校書道部

茨城県警察・JA共済連茨城

# 斬れ！茨城ダッシュ

## 茨城ダッシュは交通違反！！

茨城ダッシュは、注意が対向車に集中し、右折先の横断歩行者等の発見が遅れ、交通事故につながります



点数=2点  
反則金=9,000円  
(普通車)

**横断歩行者等妨害等**  
横断歩道を横断し、又は横断しようとする歩行者がいるときに通行を妨げる行為

点数=2点  
反則金=9,000円  
(普通車)

**信号無視**  
信号が青色に変わる前に停止線を越えて進行する行為

点数=1点  
反則金=4,000円  
(普通車)

**交差点右左折方法違反**  
交差点中心の直近内側を徐行しない行為

点数=1点  
反則金=6,000円  
(普通車)

**交差点優先車妨害**  
対向直進車又は左折車の進行を妨害する行為

# 討て！あおり運転

## あおり運転は犯罪！！

あおり運転を受けたときは、車外に出ず 110 番！  
ドライブレコーダーの設置が有効です



### 一定の違反

妨害（あおり）運転の対象となる 10 種類の違反

通行区分違反

急ブレーキ禁止違反

車間距離不保持

進路変更禁止違反

追越し違反

減光等義務違反

警音器使用制限違反

安全運転義務違反

最低速度違反  
(高速自動車国道)

高速自動車国道等  
駐停車違反

### 1 妨害運転(交通の危険のおそれ)

他の車両等の通行を妨害する目的で、一定の違反(※10種類の違反。右図参照)行為であって、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした場合。

**3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金**

**違反点数 25 点 免許取消し(欠格期間 2 年)**

※前歴や累積点数がある場合には最大5年

### 2 妨害運転(著しい交通の危険)

①の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合。

**5 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金**

**違反点数 35 点 免許取消し(欠格期間 3 年)**

※前歴や累積点数がある場合には最大10年

あおり運転をした場合



あおり運転のせいで 危険が生じた場合

